

大府市上下水道事業規程第3号

大府市水道事業指定給水装置工事事業者規程を次のように定める。

令和4年12月28日

愛知県大府市長 岡 村 秀 人

大府市水道事業指定給水装置工事事業者規程

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 指定給水装置工事事業者の指定等（第3条―第10条）
- 第3章 給水装置工事主任技術者（第11条・第12条）
- 第4章 指定給水装置工事事業者の義務（第13条―第17条）
- 第5章 雑則（第18条・第19条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、大府市水道事業給水条例（平成10年大府市条例第2号。以下「条例」という。）第7条第3項の規定に基づき、指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）について必要な事項を定め、もって給水装置工事の適正な施行を確保することを目的とする。

（業務処理の原則）

第2条 指定工事事業者は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「政令」という。）、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号。以下「省令」という。）、条例、大府市水道事業給水条例施行規程（令和4年大府市上下水道事業規程第2号）及びこの規程並びにこれらの規定に基づく水道事業の管理者の権限を行う市長（以下単に「市長」という。）の指示を守り、誠実にその業務を行わなければならない。

第2章 指定給水装置工事事業者の指定等

（指定の申請）

第3条 条例第7条第1項の指定は、条例第5条第1項に規定する給水装置工事（以下「給

水装置工事」という。)の事業を行う者の申請により行う。

2 指定工事業者として指定を受けようとする者は、指定給水装置工事事業者指定申請書(省令様式第1)に次に掲げる事項を記載し、市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者及び役員の氏名
- (2) 条例第2条に定める給水区域において給水装置工事の事業を行う事業所(以下「事業所」という。)の名称及び所在地並びに第12条第1項の規定によりそれぞれの事業所において選任されることとなる給水装置工事主任技術者(以下「主任技術者」という。)の氏名及び当該主任技術者が交付を受けている免状の交付番号
- (3) 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- (4) 事業の範囲

3 前項の申請書には、次の書類を添えなければならない。

- (1) 次条第3号アからカまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する誓約書(省令様式第2)
- (2) 法人にあっては定款及び登記事項証明書、個人にあってはその住民票の写し(指定の基準)

第4条 市長は、前条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。

- (1) 事業所ごとに第12条第1項の規定により主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。
- (2) 次に定める機械器具を有する者であること。
 - ア 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
 - イ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
 - ウ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
 - エ 水圧テストポンプ
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 精神の機能の障がいにより給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

エ 第8条第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者

オ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者

カ 法人であって、その役員のうちアからオまでのいずれかに該当する者があるもの
(指定の更新)

第5条 前2条の規定は、法第25条の3の2第1項の規定による指定の更新について準用する。この場合において、第3条第3項第1号中「誓約書（省令様式第2）」とあるのは「誓約書（省令様式第2）及び第6条第1項に規定する指定工事業者証」とする。

(指定工事業者証の交付)

第6条 市長は、第3条第1項の指定又は前条の指定の更新を行ったときは、速やかに、指定工事業者に大府市水道事業指定給水装置工事業者証（第1号様式。以下「指定工事業者証」という。）を交付する。

2 指定工事業者は、事業の廃止を届け出たとき、又は第8条の指定の取消しを受けたときは、指定工事業者証を市長に返納しなければならない。

3 指定工事業者は、事業の休止を届け出たとき、又は第9条の指定の停止を受けたときは、指定工事業者証を市長に提出しなければならない。

4 指定工事業者は、指定工事業者証を汚損し、又は紛失したときは、再交付を申請することができる。

(変更等の届出)

第7条 指定工事業者は、次の各号のいずれかに掲げる事項に変更のあったとき、又は給水装置工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、変更のあった日から30日以内に指定給水装置工事業者指定事項変更届出書（省令様式第10）に次に掲げる事項を記載し、市長に提出しなければならない。

(1) 事業所の名称及び所在地

(2) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(3) 法人にあっては、役員の氏名

(4) 主任技術者の氏名又は主任技術者が交付を受けた免状の交付番号

2 前項の届出書には、次の書類を添えなければならない。

(1) 前項第2号に掲げる事項の変更の場合には、法人にあっては定款及び登記事項証

明書、個人にあつては住民票の写し

(2) 前項第3号に掲げる事項の変更の場合には、第4条第3号アからカまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する誓約書(省令様式第2)及び登記事項証明書

3 第1項の規定により事業の廃止、休止又は再開の届出をしようとする者は、事業を廃止し、又は休止したときは、当該廃止又は休止の日から30日以内に、事業を再開したときは当該再開の日から10日以内に、指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書(省令様式第11)を市長に提出しなければならない。

(指定の取消し)

第8条 市長は、指定工事事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第3条第1項の指定を取り消すことができる。

(1) 不正の手段により第3条第1項の指定を受けたとき。

(2) 第4条各号に適合しなくなったとき。

(3) 前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(4) 第12条各項の規定に違反したとき。

(5) 第13条に規定する給水装置工事業の運営に関する基準に従った適正な給水装置工事業の運営をすることができないと認められるとき。

(6) 第16条の規定による市長の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。

(7) 第17条の規定による市長の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

(8) その施行する給水装置工事業が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。

(指定の停止)

第9条 市長は、前条各号のいずれかに該当する場合において、指定工事事業者に参酌すべき特段の事情があると認めるときは、指定の取消しに替えて、6月を超えない期間を定め、指定の効力を停止することができる。

(指定等の公示)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨公示する。

(1) 第3条第1項の規定により指定工事事業者を指定し、又は第5条において準用する第3条第1項の規定により指定の更新をしたとき。

(2) 第7条第1項の規定により指定工事事業者から給水装置工事業の廃止、休止又

は再開の届出があったとき。

(3) 第8条の規定により指定工事業者の指定を取り消したとき。

(4) 第9条の規定により指定工事業者の指定を停止したとき。

第3章 給水装置工事主任技術者

(主任技術者の職務等)

第11条 主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

(1) 給水装置工事に関する技術上の管理

(2) 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督

(3) 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が政令第6条に定める基準に適合していることの確認

(4) 次に掲げる市長との連絡又は調整

ア 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整

イ 第13条第2号に掲げる工事に係る工法、工期その他の給水装置工事上の条件に関する連絡調整

ウ 給水装置工事を完了した旨の連絡

2 給水装置工事に従事する者は、主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

(主任技術者の選任等)

第12条 指定工事業者は、第3条第1項の指定を受けた日から14日以内に、事業所ごとに主任技術者を選任し、市長に届け出なければならない。

2 指定工事業者は、その選任した主任技術者が欠けるに至ったときは、当該理由が発生した日から14日以内に新たに主任技術者を選任し、市長に届け出なければならない。

3 指定工事業者は、主任技術者を選任し、又は解任したときは、給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（省令様式第3）により、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

4 指定工事業者は、主任技術者の選任を行うに当たっては、1の事業所の主任技術者が同時に他の事業所の主任技術者とならないようにしなければならない。ただし、1の主任技術者が当該2以上の事業所の主任技術者となってもその職務を行うに当たって特に支障がないときは、この限りでない。

第4章 指定給水装置工事事業者の義務

(事業の運営に関する基準)

第13条 指定工事業者は、次に掲げる給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な事業の運営に努めなければならない。

- (1) 給水装置工事ごとに前条第1項の規定により選任した主任技術者のうちから、当該工事に関して第11条第1項各号に掲げる職務を行う者を指名すること。
- (2) 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メータまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させること。
- (3) 前号に規定する工事を施行するときは、あらかじめ市長の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること。
- (4) 主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。
- (5) 次に掲げる行為を行わないこと。
 - ア 政令第6条に規定する基準に適合しない給水装置を設置すること。
 - イ 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。
- (6) 施行した給水装置工事ごとに、第1号の規定により指名した主任技術者に次に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から3年間保存すること。
 - ア 施主の氏名又は名称
 - イ 施行の場所
 - ウ 施行完了年月日
 - エ 主任技術者の氏名
 - オ しゅん工図
 - カ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項
 - キ 第11条第1項第3号の確認の方法及びその結果

(設計審査)

第14条 指定工事業者は、条例第7条第2項に規定する設計審査を受けるため、設計審査に係る申請書に設計図を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、大府市水道

事業給水条例施行規程第2条の規定による申込手続をもって当該申請に替えることができる。

(工事検査)

第15条 指定工事業者は、工事完了後、速やかに、当該工事に係る給水装置工事完了検査申請書（第2号様式）を市長に提出し、条例第7条第2項に規定する給水装置工事検査を受けなければならない。

2 指定工事業者は、検査の結果、改善を要求されたときは、指定された期間内にこれを行い、改めて市長の検査を受けなければならない。

(主任技術者の立会い)

第16条 市長は、指定工事業者が施行した給水装置工事に關し、法第17条第1項の規定による給水装置の検査の必要があると認めるときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定工事業者に対し、当該給水装置工事に關し第13条第1号の規定により指名された主任技術者又は当該給水装置工事を施行した事業所に係るその他の主任技術者の立会いを求めることができる。

(報告又は資料の提出)

第17条 市長は、指定工事業者が施行した給水装置工事に關し必要な報告又は資料の提出を当該指定工事業者に求めることができる。

第5章 雑則

(講習会)

第18条 市長は、給水装置工事の施行に關する知識及び技術の向上を図るため、指定工事業者、主任技術者その他の給水装置工事に従事する者を対象とする講習会を実施し、又は他団体の実施する講習会を推薦することができる。

(委任)

第19条 この規程の施行に關し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現に大府市下水道事業受益者負担に關する条例施行規則等を廃止

する規則（令和４年大府市規則第52号）による廃止前の大府市水道事業指定給水装置工事事業者規則（平成10年大府市規則第３号。以下「旧規則」という。）第４条の規定による指定工事業者の指定を受けている者は、第４条の規定による指定工事業者の指定を受けた者とみなす。

３ 前項の場合において、旧規則第５条第１項の規定により交付された大府市水道事業指定給水装置工事事業者証は、第６条第１項の規定により交付された指定工事業者証とみなす。

４ 前２項に定めるもののほか、この規程の施行前に旧規則の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この規程の相当規定によりされたものとみなす。

５ この規程の施行の際現に旧規則の規定に基づき作成されている第２号様式による用紙は、この規程の規定にかかわらず、当分の間、第15条に規定する第２号様式による用紙として使用することができる。

６ 附則第２項から前項までに定めるもののほか、必要な経過措置は、市長が別に定める。

第 1 号様式（第 6 条関係）

第 号

大府市水道事業指定給水装置工事事業者証

氏 名（名称）

上記の者は大府市水道事業指定給水装置工事事業者規程第 6 条第 1 項の規定により、
大府市水道事業指定給水装置工事事業者として指定したことを証する。

年 月 日

有効期限 年 月 日

大府市水道事業大府市長

第 2 号様式（第15条関係）

給水装置工事完了検査申請書

年 月 日

大府市水道事業大府市長 殿

住 所
申請者
氏 名

下記工事が完了しましたので、関係書類を添えて申請します。

記

1 施主の氏名又は名称	
2 施 行 場 所	大府市 町
3 完 了 年 月 日	
4 主任技術者の氏名	
5 し ゅ ん 工 図	
6 使用材料及び器具	